

2 4 川 監 公 第 1 1 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 5 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松	川	欣	起
同	奥	宮	京	子
同	東		正	則
同	石	川	建	二

監査の種別 財政援助団体等監査

監査の対象

1 財政援助団体

(1) 川崎市職員厚生会

(所管部局 総務局人事部職員厚生課)

(2) 財団法人川崎市立学校教職員互助会

(所管部局 教育委員会事務局職員部勤労課)

2 出資団体

(1) 公益財団法人川崎市シルバー人材センター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(2) 財団法人川崎市保健衛生事業団

(所管部局 健康福祉局保健医療部健康増進課)

(3) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

(所管部局 健康福祉局保健医療部環境保健課)

(4) 神奈川県住宅供給公社

(所管部局 まちづくり局総務部庶務課)

3 指定管理者

(1) T E P C Oパブリックサービス

公の施設の名称 川崎市男女共同参画センター

(所管部局 市民・こども局人権・男女共同参画室)

(2) 社会福祉法人青丘社

公の施設の名称 川崎市桜本こども文化センター

(所管部局 市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

(3) 特定非営利活動法人あかい屋根

公の施設の名称 川崎市菅生こども文化センター

川崎市蔵敷こども文化センター

(所管部局 市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

(4) 特定非営利活動法人川崎児童健全育成会コッコロ

公の施設の名称 川崎市片平こども文化センター

川崎市岡上こども文化センター

(所管部局 市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

(5) 社会福祉法人同愛会

公の施設の名称 中部地域療育センター

(所管部局 市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課)

(6) 株式会社明治スポーツプラザ

公の施設の名称 川崎市堤根余熱利用市民施設

川崎市王禅寺余熱利用市民施設

(所管部局 環境局生活環境部減量推進課)

(7) テスコ株式会社

公の施設の名称 川崎市橘リサイクルコミュニティセンター

(所管部局 環境局生活環境部減量推進課)

(8) 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市御幸老人いこいの家

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(9) 川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同体

公の施設の名称 かわさき南部斎苑

かわさき北部斎苑

(所管部局 健康福祉局保健医療部健康増進課)

(10) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

公の施設の名称 れいんぼう川崎

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(11) 社会福祉法人育桜福祉会

公の施設の名称 陽光ホーム

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(12) 社会福祉法人県央福祉会

公の施設の名称 御幸日中活動センター

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

監査の範囲 主として平成23年度執行に係る出納その他の事務

監査の期間 平成24年9月3日から

平成24年11月22日まで

監査の結果

今回の監査は、財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令にのっとり、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて実施した。

監査に当たっては、関係書類について抽出による検査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

なお、今回、監査の対象となった指定管理者が管理を行う各こども文化センターについては、平成24年度から所管が市民・こども局こども本部から各区役所に移管されているので、監査結果については適切に引き継がれたい。

1 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 軽易な事項で改善を要するもの

改善措置を要する事項として、次の事例があった。

ア 適正な事業計画及び事業報告を求めるべきもの

川崎市職員厚生会福利厚生事業補助金について、事業計画書、事業報告書等に記載されている補助事業の内容等に不備があった事例

(川崎市職員厚生会)

(総務局人事部職員厚生課)

2 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）第23条によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

市が、公益財団法人川崎市シルバー人材センターと締結している契約に係る事務をみたところ、相当長期間にわたり予算執行伺、契約等の手続を行わず、後日、予算執行伺等の日付を遡って処理していた事例があった。

市は、予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(2) 補助金の適切な支出方法について検討すべきもの

市は、財団法人川崎市保健衛生事業団運営費補助金交付要綱に基づき、財団法人川崎市保健衛生事業団（以下「保健衛生事業団」という。）の事業運営に必要と認める額を、補助金として保健衛生事業団に対し交付

している。この補助金の中には、市が神奈川県から借り受け、保健衛生事業団に対して転貸している、かわさき健康づくりセンターの土地に係る使用料相当分も算定の基礎に含まれている。

当該補助金の支出事務についてみたところ、市は、保健衛生事業団との間で当該土地の無償貸付契約を締結しているが、神奈川県が使用料の減免措置の見直しについて協力を要請していることを考慮し、この土地に係る使用料相当分も含めて補助金を交付していた。

この土地に係る使用料相当額は、最終的には精算時に市へ返還されているものの、不要が見込まれる経費への補助金支出については抑制すべきである。

市は、適切な補助金の支出方法について検討されたい。

(健康福祉局保健医療部健康増進課)

(3) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 賞与引当金を計上すべきもの

公益法人会計基準に基づき作成した貸借対照表について、負債の部に賞与引当金が計上されていなかった事例

(公益財団法人川崎市シルバー人材センター、公益財団法人川崎・横浜公害保健センター)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、同保健医療部環境保健課)

イ 予算の流用手続を適正に行うべきもの

予算の流用を必要とする支出について、予算の流用の決裁前に支出又は支出伺を行っていた事例

(公益財団法人川崎・横浜公害保健センター)

(健康福祉局保健医療部環境保健課)

ウ 請求書の提出期限を遵守すべきもの

川崎市シルバー人材センター高齢者向け軽作業委託業務について、
請求書が契約書に定める期限後に市へ提出されていた事例

(公益財団法人川崎市シルバー人材センター)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

エ 契約の手続を適正に行うべきもの

公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの経理規程に基づく指名
競争入札や見積合わせを行うべきところ、相当な理由なく随意契約を
行っていた事例

(公益財団法人川崎・横浜公害保健センター)

(健康福祉局保健医療部環境保健課)

オ 備品の管理を適正に行うべきもの

市が無償貸与している備品について、すでに廃棄等による不存在と
なっているものがあった事例

(財団法人川崎市保健衛生事業団)

(健康福祉局保健医療部健康増進課)

カ 正確な実績報告に基づき額の確定を行うべきもの

川崎市シルバー人材センター補助金について、別の補助事業も含め
た経費が計上された不明確な実績報告により、補助金の額の確定を行
っていた事例

(公益財団法人川崎市シルバー人材センター)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

3 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 収支状況を適切に把握すべきもの

川崎市男女共同参画センターの指定管理者であるＴＥＰＣＯパブリックサービス（株式会社キャリアライズを代表者とし、東京リビングサービス株式会社及び東電広告株式会社を構成員とする共同事業体（平成２４年７月以降は東京リビングサービス株式会社を除く。））。が市に提出した収支報告書をみたところ、構成員の指定管理業務である施設管理業務等について、支出総額が表示されるのみとなっていた。

市が、指定管理業務の履行状況や指定管理料の妥当性等を検証するためには、全ての構成員の指定管理業務に関する収支を明確にすることが求められる。

市は、指定管理者に対して、全ての構成員の指定管理業務に関する収支を明らかにした収支報告書を提出するよう指導するとともに、事業内容や収支状況を適切に把握されたい。

（ＴＥＰＣＯパブリックサービス）

（市民・こども局人権・男女共同参画室）

(2) 利用料金に係る事務を適正に行うべきもの

川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年条例第３５号）第１０条第３項によると、利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとされており、別表には、大会議室、レクリエーションルーム、温水プール等の利用料金の上限額が定められている。

川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設の利用料金に係る事務をみたところ、次のような事例があった。

市は、指定管理者に対して、利用料金に係る事務を適正に行うよう指導されたい。

ア あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を定めるべきもの

(ア) 川崎市堤根余熱利用市民施設の温水プール利用料金について、あらかじめ市長の承認を得ずに、利用により付与されたポイントと引換えに無料にしていた事例

(イ) 川崎市王禅寺余熱利用市民施設の設備利用料金について、あらかじめ市長の承認を得ずに、前指定管理者の設定料金を継承して徴収していた事例

イ 条例に基づき、利用に供するべきもの

川崎市王禅寺余熱利用市民施設のギャラリーについて、川崎市余熱利用市民施設条例に定められていない利用料金を承認していた事例
(株式会社明治スポーツプラザ)
(環境局生活環境部減量推進課)

(3) 寄附金の収納業務を適正に行うべきもの

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項によると、普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができるとされており、さらに対象となる歳入が具体的に定められている。

川崎市橋リサイクルコミュニティセンターにおける施設の運営に係る事務をみたところ、市は、リサイクル家具類の提供の際に集めた募金を資源再生化基金寄附金として収納する業務を指定管理者に行わせていた。

寄附金については、平成23年12月の地方自治法施行令の一部改正

前までは、収納の事務を委託することができないものであったが収納業務を行わせていた。さらに、収納の委託ができることとされた法令改正後においても必要な手続を執っていなかった。

市は、寄附金の収納業務を適正に行われたい。

(環境局生活環境部減量推進課)

(4) 工事請負費に係る見積書を適正に添付すべきもの

川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）第81条によると、支出命令書には、債権者の請求書のほか、川崎市予算及び決算規則に定める支出負担行為に必要な書類等を添付しなければならないとされており、また、工事請負費の支出においては見積書が必要な書類として定められている。

かわさき北部斎苑における軽易工事のうち、市が負担すべき工事請負費の見積書についてみたところ、業者から提出された見積書の件名が誤っていたため市側でこれを修正し、電子文書として添付して決裁を行っていた事例があった。

市は、会計事務を適正に執行されたい。

(健康福祉局保健医療部健康増進課)

(5) 防火管理者の選任を適正に行うべきもの

消防法（昭和23年法律第186号）第8条、川崎市菅生こども文化センター指定管理仕様書及び川崎市蔵敷こども文化センター指定管理仕様書によると、施設の管理に当たり防火管理者を選任すべきところ、指定管理者は、川崎市蔵敷こども文化センター、菅生小学校わくわくプラザ、犬蔵小学校わくわくプラザ及び稗原小学校わくわくプラザにおいて、

防火管理者の選任を行っていなかった。

市は、指定管理者が管理を行う公の施設（以下「指定管理施設」という。）の管理状況の把握に努めるとともに、指定管理者に対して、法令等に基づき防火管理者を適正に選任するよう指導されたい。

（特定非営利活動法人あかい屋根）

（市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課）

（６）建物の設置等に当たり適切な対応を図るべきもの

川崎市財産規則（昭和３９年規則第３３号）第１８条によると、部局長は、その所管に属する公有財産の管理に当たっては、適宜現況調査を行うとともに、公有財産の使用目的及び使用状況の適否等に留意しなければならないとされているが、次のとおり不適正な事例があった。

市は、関係部署と協議の上、適切な対応を図られたい。

ア 川崎市王禅寺余熱利用市民施設において、施設の一部に建物が増築されていた事例

（環境局生活環境部減量推進課）

イ 陽光ホームにおいて、指定管理者が敷地内に木造の建物を設置していた事例

（社会福祉法人育桜福祉会）

（健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

（７）指定管理施設の備品管理等を適正に行うべきもの

れいんぼう川崎における備品の管理についてみたところ、次のような事例があった。

市は、川崎市物品会計規則（昭和３９年規則第３２号）等に従い、備

品の管理を適正に行われたい。

ア 備品台帳を指定管理者に交付すべきもの

れいんぼう川崎の管理に関する基本協定書において、市は備品等を無償で指定管理者に貸与し、備品の詳細については別途作成する備品台帳を参照のこととされているが、備品台帳が指定管理者に交付されていない事例

イ 備品台帳と供用されている備品を整合させるべきもの

市が作成した備品台帳は、施設が設置された平成８年から、一部を除き更新がされておらず、れいんぼう川崎において供用されている備品と一致しないものが多く見受けられた事例

（健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

（８）適正な事業報告を求めるべきもの

中部地域療育センターの指定管理者から提出された事業報告書についてみたところ、中部地域療育センターの管理に関する基本協定書に定められている報告事項のうち、人員配置、業務改善、再委託、維持管理に関する事等、施設の管理運営状況を把握する上で必要と考えられる事項の報告がされていなかった。

市は、指定管理の管理運営状況について正確に把握する必要があることから、適正な事業報告を求められたい。

（社会福祉法人同愛会）

（市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課）

（９）報酬額を適正に定めるべきもの

川崎市契約条例（昭和３９年条例第１４号）第７条によると、指定管

理施設の管理に従事する労働者の報酬については、市が定める作業報酬下限額の適用を受けるものとされている。

川崎市菅生こども文化センター及び川崎市蔵敷こども文化センターの指定管理者の当該臨時職員就業規則によると、試用期間中の臨時職員の報酬額が、市が定める作業報酬下限額を下回っていた。

市は、指定管理者に対して、適正な報酬額を定めるよう指導されたい。

(特定非営利活動法人あかい屋根)

(市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

(10) 自主事業に係る事務を適正に行うべきもの

川崎市余熱利用市民施設の管理運営に関する基本協定書第8条によると、指定管理者は、管理施設の設置目的に合致する場合、指定管理料及び利用料金収入以外の自己の費用と責任により、自主事業を実施することができるとされている。また、第10条によると、指定管理者は各年度の業務終了後、自主事業に関する事項を含めた事業報告書を市に提出することとされている。

川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設の自主事業に係る事務をみたところ、次のような事例があった。

市は、指定管理者に対して、自主事業に係る事務を適正に行うよう指導されたい。

ア 事業内容を明確にすべきもの

市に提出された自主事業実施計画書の事業内容が不明確であるため、指定管理業務と自主事業の区分ができず、また、事業が施設の設置目的に合致しているか判断できない事例

イ 適切に事業報告をすべきもの

市に提出された事業報告書に記載されている「自主事業に関する事項」の内容が不十分であるため、自主事業の実施状況が正確に把握できない事例

ウ 正確に収支状況を報告すべきもの

市に提出された収支状況報告書について、自主事業に係る収支が正確に計上されておらず、指定管理料及び利用料金収入以外の指定管理者の費用により、自主事業を実施しているか判断できない事例

(株式会社明治スポーツプラザ)

(環境局生活環境部減量推進課)

(11) 請書に収入印紙を貼付するよう求めるべきもの

印紙税法（昭和42年法律第23号）第8条によると、課税文書の作成者は、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙を、作成の時までに、当該課税文書に貼り付ける方法により納付しなければならないとされている。

かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑の支出関係書類について見たところ、収入印紙を貼付すべき請書について、収入印紙が貼付されていないものがあった。法令等遵守の観点から、指定管理者は、課税文書の作成者に対し、収入印紙を貼付するよう求める必要がある。

市は、指定管理者に対して、課税文書の作成者に法令等に基づく適正な収入印紙の貼付を求めるよう指導されたい。

(川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同体)

(健康福祉局保健医療部健康増進課)

(12) 施設の利用許可に係る事務を適正に行うべきもの

川崎市リサイクルコミュニティセンター条例施行規則（平成5年規則第101号）第7条第3項によると、指定管理者は、申請者に対し利用許可をしたときは、利用に係る許可書を申請者に交付することとされている。

川崎市橋リサイクルコミュニティセンターにおける利用許可に係る事務をみたところ、指定管理者は、申請者から提出された申請書の写しを許可書として交付していた。

市は、指定管理者に対して、規則に基づいた適正な事務を行うよう指導されたい。

（テスコ株式会社）

（環境局生活環境部減量推進課）

(13) 利用料金の減免に係る事務を適正に行うべきもの

川崎市リサイクルコミュニティセンター条例（平成5年条例第28号）第10条によると、指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することができることとされており、その具体的な取扱基準は、川崎市リサイクルコミュニティセンター管理運営要綱第3条に定められている。

川崎市橋リサイクルコミュニティセンターにおける利用料金の減免に係る事務をみたところ、利用申請書の利用内容欄が未記入であるなど減免を判断する理由が不明確であったにもかかわらず利用料金が減免されていた。

市は、指定管理者に対して、条例等に基づいた適正な事務を行うよう指導されたい。

（テスコ株式会社）

(環境局生活環境部減量推進課)

(14) 休所日の変更を確認すべきもの

川崎市心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和46年条例第10号）第22条の29において、御幸日中活動センターの休所日が定められている。指定管理者が作成した御幸日中活動センター運営規程をみたところ、条例で定める休所日のほか、3日間の夏休みが設けられていた。また、市はこのことを把握していなかった。

指定管理者は、特別な理由があると認めるときには臨時に休所することができるとされているが、原則として市は、事前に日程、事由等を確認すべきものとする。

市及び指定管理者は、指定管理施設を臨時に休所する場合には、事前に日程、事由等を確認されたい。

(社会福祉法人県央福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(15) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

ア 現金等の管理手続を適切に行うべきもの

川崎市片平こども文化センター及び川崎市岡上こども文化センターにおける毎月末の現金預金残高の確認手続について、指定管理者の定める経理規定に基づく責任者への報告が行われていなかった事例

(特定非営利活動法人川崎児童健全育成会コッコロ)

(市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

イ 正確な収支状況を報告すべきもの

(ア) 川崎市堤根余熱利用市民施設及び川崎市王禅寺余熱利用市民施設における収支状況報告書について、水道光熱費、通信運搬費、旅費交通費等の金額が正確に計上されていなかった事例

(株式会社明治スポーツプラザ)

(環境局生活環境部減量推進課)

(イ) 川崎市橘リサイクルコミュニティセンターにおける収支状況報告書について、自主事業の経費が指定管理者の自己負担費用として計上されていなかった事例

(テスコ株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)

ウ 正確な事業報告を行うべきもの

川崎市御幸老人いこいの家における事業報告書について、教養講座の受講者負担額が正確に記載されていなかった事例

(社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

エ 指定管理料の執行手続を適正に行うべきもの

中部地域療育センターの指定管理者への指定管理料支出に当たり、相当な理由なく複数回にわたり代決を行い、また、その後の閲覧手続も行っていない事例

(市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課)

オ 経理規程に基づき支出に関する決裁を受けるべきもの

川崎市桜本こども文化センターにおける支出予算の執行について、支出伺書等を作成しておらず決裁を受けていなかった事例

(社会福祉法人青丘社)

(市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

カ 指定管理施設の備品管理等を適正に行うべきもの

(ア) 市からの引継備品が登載漏れ、廃棄等により備品整理簿と照合できなかった事例

(市民・こども局人権・男女共同参画室、環境局生活環境部減量推進課、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、同保健医療部健康増進課)

(イ) 備品票が貼付されている備品について、備品整理簿に登載されておらず、帰属が不明確であった事例

(市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

(ウ) 市が有償貸与している備品について、すでに廃棄又は使用不能のものがあった事例

(市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

(エ) 市が貸与している備品の一覧と実際の備品の規格が異なっていた事例

(市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課)

(オ) 備品票が貼付されていなかった事例

(市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課、環境局生活環境部減量推進課、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、同保健医療部健康増進課)

(カ) 備品整理簿の価格が誤って登載されていた事例

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(キ) 市が備品の規格を示す資料を所有していなかったことにより、備品整理簿と現品が照合できなかった事例

(健康福祉局保健医療部健康増進課)

(ク) 指定管理料で購入した本市帰属備品が備品整理簿に登載されてい

なかった事例

(川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同体)

(健康福祉局保健医療部健康増進課)

キ 自動販売機の設置に係る財産管理を適正に行うべきもの

かわさき北部斎苑において、自動販売機が仕様書の定めよりも多く設置されていた事例

(川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同体)

(健康福祉局保健医療部健康増進課)

ク 適切な収支報告書様式を検討すべきもの

指定管理施設である川崎市こども文化センターにおける収支報告書について、市が定めている様式が支出に関してのみ記載するものであるため、指定管理料以外の収入も含めた適切な収支の把握ができなかった事例

(市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

ケ 拾得物の管理を適正に行うべきもの

川崎市堤根余熱利用市民施設において、拾得物が長期間保管されたままになっているなど、仕様書等に基づき適正に管理されていなかった事例

(株式会社明治スポーツプラザ)

(環境局生活環境部減量推進課)

コ 業務の位置付けを明確にすべきもの

川崎市王禅寺余熱利用市民施設及び川崎市橘リサイクルコミュニティセンターにおいて、有料で行われている複写サービスが協定書等に定められておらず、業務の位置付けが不明確となっていた事例

(株式会社明治スポーツプラザ、テスコ株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)

サ 講演会等の実施に際し承認等に係る手続を適切に行うべきもの

(ア) 川崎市橋リサイクルコミュニティセンターにおいて、事業計画の変更に係る協議及び変更に伴う受講料金設定の承認が行われないまま講演会や学習会を実施していた事例

(イ) 川崎市橋リサイクルコミュニティセンターにおいて、販売ができる範囲に係る協議が行われないまま飲料等の販売に関する業務を実施していた事例

(テスコ株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)

シ 東日本大震災に係る葬祭場使用料の減免について適切な手続等を行うべきもの

(ア) 減免の対象及び額の基準が明確に示されていなかった事例

(健康福祉局保健医療部健康増進課)

(イ) かわさき北部斎苑において、減免関係書類の処理に際して指定管理者の定める事務処理規則に基づく上司の決裁を受けていなかった事例

(川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同体)

(健康福祉局保健医療部健康増進課)

4 意見

今回の監査を通じて、次のような課題が認められたので、意見として付記する。

(1) 指定管理者制度の運用について

ア 余剰金の取扱いについて

指定管理者の収支決算書、協定書等をみたところ、指定管理施設の運営に係る収支決算において発生した余剰金について、その取扱いが明確ではないまま本部経費として繰り出した事例や、繰越金として処理した事例があった。

余剰金の取扱いについて、市としては、統一的な取扱いの定めはなく、また、余剰金の取扱いが協定書等に盛り込まれていない事例があった。

余剰金については、指定管理者の経営努力によるものを指定管理者の帰属とすることは、指定管理者制度導入の趣旨に合致するものであると考える。しかしながら、余剰金が発生した要因によっては、利用料金の見直し、施設改修によるサービス向上等施設利用者への還元、指定管理料が支出されている場合には精算による指定管理料の返還等市への還元及び労働環境の改善等指定管理者への還元並びに次年度以降の指定管理料の見直しなど、市としてその取扱いを検討する必要があると考える。

このことについては、今回同時に実施している定期監査の結果の中でも意見を付記したところでもあるが、余剰金が発生した場合の取扱基準の必要性について検討することを望むものである。

イ 指定管理施設で委託事業を行うための手続について

指定管理施設の施設使用の状況についてみたところ、指定管理業務とは別に指定管理者である団体が市の事業を受託し、指定管理施設内で当該事業を行っている事例が見受けられた。しかしながら、その施設使用に係る事務については、使用許可手続や経費区分等が整理され

ていない状況があった。これは、指定管理施設及び委託事業の所管が同一であることが理由の一つと考えられる。

指定管理業務以外の事業を委託事業として指定管理施設内で行わせることは、今後想定されるところであり、委託事業の形態も様々に考えられるところである。

指定管理施設において委託事業を実施する場合は、指定管理者以外の団体に委託する場合を含め、その使用に係る権利義務や経費のあり方等について検討・整理する必要があると考える。

ウ 自主事業の実施について

現在、施設によっては、指定管理業務以外に指定管理者が独自に企画して行う自主事業が行われている。

自主事業の実施状況についてみたところ、施設の設置目的に照らして、必要性、妥当性の判断が難しい事例があった。自主事業については、市としての統一的な取扱いの定めがなく、各所管課の判断に委ねられている状況にある。

自主事業の実施は、民間事業者等である指定管理者が有する事業手法を活用した施設の運営を図るとともに、更なる市民サービスの向上に寄与するものでもある。今後も、指定管理者制度の活用により様々な自主事業が実施されるものと考えられるので、自主事業のあり方、具体的な取扱基準について検討する必要があると考える。

(2) 拾得物の適正な管理について

拾得物の取扱いは、遺失物法（平成18年法律第73号）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）等に定められている。

指定管理施設の拾得物に係る事務をみたところ、拾得物を長期間施設に保管したままになっている等の事例があった。また、このことに関連して、庁舎における拾得物に係る事務について確認したところ、本庁舎、区役所等の庁舎管理者により拾得物の取扱いが異なっていた。

各施設においては、遺失物法等に基づき、拾得物の管理を行っているが、拾得物を警察署長に提出するまでの期間や、遺失者が判明しない場合の現金、高額な物件の取扱いなどについて、市では統一的な基準が定められていない。

拾得物については、市として統一的な事務の取扱いが必要であると考えられるので、その取扱いに関する指針、基準等の必要性について検討することを望むものである。

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体及び対象施設の概要

(基本財産及び資本金は平成24年3月31日現在)

1 財政援助団体

(1) 川崎市職員厚生会

財政援助の概要

設立年月日	昭和21年5月1日
設立目的	会員相互の福利厚生を目的とする。
財政援助の種類	補助金 9, 211万円 負担金 2, 624万円
主な補助金	川崎市職員厚生会福利厚生事業補助金 9, 211万円 川崎市職員福利厚生直営施設運営事業費負担金 2, 624万円

(2) 財団法人川崎市立学校教職員互助会

財政援助の概要

設立年月日	昭和39年6月12日
設立目的	川崎市における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の福祉の増進をはかることを目的とする。
財政援助の種類	補助金 7, 492万円
主な補助金	財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金 7, 492万円

2 出資団体

(1) 公益財団法人川崎市シルバー人材センター

団体の概要

設立年月日	昭和55年8月1日
設立目的	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するものをいう。）に係る就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
基本財産	3, 266万円
本市の出捐状況	1, 000万円（30.6%）

(2) 財団法人川崎市保健衛生事業団

団体の概要

設立年月日	平成6年10月1日
設立目的	生涯を通じた健康づくり、生活衛生の向上を目指し、川崎市と社団法人川崎市医師会との提携及び協調により、市民に対する保健衛生に係る啓発及び高齢化社会に対応する健康づくりを行うとともに、川崎市との連携により、生活衛生に必要な事業を展開し、もって市民の健康の保持、増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
基本財産	3億円
本市の出捐状況	1億8,000万円(60.0%)

(3) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

団体の概要

設立年月日	昭和52年2月10日
設立目的	川崎市長及び横浜市長が認定した公害健康被害者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的とする。
基本財産	1,000万円
本市の出捐状況	666万円(66.6%)

(4) 神奈川県住宅供給公社

団体の概要

設立年月日	昭和25年9月15日
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、あわせて市街地の不燃化を促進して都市再開発に資することにより神奈川県内における都市の秩序ある発展に協力し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
基本財産	3,000万円
本市の出資状況	750万円(25.0%)

3 指定管理者

(1) TEPCOパブリックサービス

公の施設の名称 川崎市男女共同参画センター

施設の概要

設置目的	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する男女共同参画社会の形成に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区溝口2丁目20番1号
主な事業内容	1 調査及び研究に関すること。 2 相談に関すること。 3 情報の収集及び提供に関すること。 4 研修会、講演会等の開催に関すること。 5 市民の学習、研修及び交流の活動の支援に関すること。 6 施設及び設備を利用に供すること。
指定期間	平成23年4月1日から平成24年6月30日まで 平成24年7月1日から平成28年3月31日まで (※平成24年6月に構成員の変更に伴い再指定)
指定管理料	1億1,043万円

(2) 社会福祉法人青丘社

公の施設の名称 川崎市桜本こども文化センター

施設の概要

設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため。
設置場所	川崎市川崎区桜本1丁目5番6号
主な事業内容	1 児童の遊びの指導に関すること。 2 施設及び設備を利用に供すること。 3 児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支援に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	1億117万円

(3) 特定非営利活動法人あかい屋根

公の施設の名称 川崎市菅生こども文化センター

川崎市蔵敷こども文化センター

施設の概要

設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため。
設置場所	川崎市菅生こども文化センター 川崎市宮前区菅生ヶ丘13番2号 川崎市蔵敷こども文化センター 川崎市宮前区菅生5丁目3番21号
主な事業内容	1 児童の遊びの指導に関すること。 2 施設及び設備を利用に供すること。 3 児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支援に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	7,910万円

(4) 特定非営利活動法人川崎児童健全育成会コッコロ

公の施設の名称 川崎市片平こども文化センター

川崎市岡上こども文化センター

施設の概要

設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため。
設置場所	川崎市片平こども文化センター 川崎市麻生区片平5丁目25番1号 川崎市岡上こども文化センター 川崎市麻生区岡上277番地
主な事業内容	1 児童の遊びの指導に関すること。 2 施設及び設備を利用に供すること。 3 児童の健全な育成を行う地域組織の育成及び活動の支援に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	9,680万円

(5) 社会福祉法人同愛会

公の施設の名称 中部地域療育センター

施設の概要

設置目的	心身障害者（その疑いのある者を含む。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番1号
主な事業内容	1 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。 2 児童福祉法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること。 3 児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。 4 児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。 5 障害児及び心身障害の疑いのある児童（次号において「障害児等」という。）に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査及び評価 6 障害児等に対する療育訓練及び指導 7 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 8 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
指定管理料	4億36万円

(6) 株式会社明治スポーツプラザ

公の施設の名称 川崎市堤根余熱利用市民施設

川崎市王禅寺余熱利用市民施設

施設の概要

設置目的	市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため。
設置場所	川崎市堤根余熱利用市民施設 川崎市川崎区堤根 7 3 番地 1 川崎市王禅寺余熱利用市民施設 川崎市麻生区王禅寺 1, 3 2 1 番地
主な事業内容	1 健康づくりについての講演会の開催に関すること。 2 スポーツ教室及び教養講座の開催に関すること。 3 施設及び設備を利用に供すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
指定管理料	1 億 7, 7 0 0 万円

(7) テスコ株式会社

公の施設の名称 川崎市橘リサイクルコミュニティセンター

施設の概要

設置目的	市民による廃棄物の再利用及び再生利用に係る活動への支援並びに廃棄物に係る市民への環境学習を行うことにより、資源循環型社会の構築を推進し、もって市民の福祉の向上に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区新作 1 丁目 2 0 番 3 号
主な事業内容	1 廃棄物の再利用及び再生利用に係る市民による自主的活動及び学習活動への支援に関すること。 2 廃棄物の再利用及び再生利用に係る講演会、学習会等の開催に関すること。 3 廃棄物の再利用、再生利用等に関する情報の収集及び提供に関すること。 4 廃棄物に係る再生品の提供等に関すること。 5 施設及び設備を利用に供すること。 6 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
指定管理料	1, 7 9 4 万円

(8) 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市御幸老人いこいの家

施設の概要

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市幸区紺屋町 3 3 番地 1
主な事業内容	老人に対し健全ないこいの場を提供すること。
指定期間	平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
指定管理料	3 2 1 万円

(9) 川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同体

公の施設の名称 かわさき南部斎苑

かわさき北部斎苑

施設の概要

設置目的	市民福祉の向上をはかるため。
設置場所	かわさき南部斎苑 川崎市川崎区夜光3丁目2番7号 かわさき北部斎苑 川崎市高津区下作延6丁目18番1号
主な事業内容	火葬に関する業務及び葬祭に関する業務
指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
指定管理料	3億5,602万円

(10) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

公の施設の名称 れいんぼう川崎

施設の概要

設置目的	心身障害者（その疑いのある者を含む。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市宮前区東有馬5丁目8番10号
主な事業内容	1 施設入所支援に関すること。 2 生活介護に関すること。 3 自立訓練に関すること。 4 短期入所に関すること。 5 一般相談支援事業に関すること。 6 特定相談支援事業に関すること。 7 診療に関すること。 8 在宅の重度の身体障害者及びその介護者に対する訪問による機能訓練及び介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。 9 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	1億1,187万円

(11) 社会福祉法人育桜福祉会

公の施設の名称 陽光ホーム

施設の概要

設置目的	心身障害者（その疑いのある者を含む。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田３丁目１６番１号
主な事業内容	１ 障害者自立支援法第５条第１０項に規定する共同生活介護に関すること。 ２ 障害者自立支援法第５条第１６項に規定する共同生活援助に関すること。 ３ 一般相談支援事業に関すること。 ４ 特定相談支援事業に関すること。 ５ 障害者に対し、一時的な共同生活において主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与及び相談その他の日常生活上の援助をすること。 ６ その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日まで
指定管理料	２，７３１万円

(12) 社会福祉法人県央福祉会

公の施設の名称 御幸日中活動センター

施設の概要

設置目的	心身障害者（その疑いのある者を含む。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市幸区紺屋町３３番地１
主な事業内容	１ 生活介護に関すること。 ２ その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	平成２３年４月１日から平成２８年３月３１日まで
指定管理料	５万円